

議 事 録

会議の名称	平成26年度第4回 茨木市人権尊重のまちづくり審議会
開催日時	平成26年12月10日（月） 午後7時～9時
開催場所	茨木市役所南館8階 中会議室
会長	今西 幸蔵
出席者	畠山 眞悟 岩本 賢三 今西 幸蔵 熊本 理抄 村田 美希 東 桂 長田 佳久 木場 悦子 柴原 浩嗣 西浦 行美 三木 昭 村岡 浩幸 山田 ひろ美 <p style="text-align: right;">(13人)</p>
欠席者	篠原 嘉一 古市 輝雄
議題（案件）	(1) （仮称）第2次茨木市人権施策推進基本方針素案について (2) その他
配布資料	添付のとおり

（順不同、敬称略）

発言者	内 容
事務局	<p style="text-align: center;">開会</p> <p>ただ今から、「第4回茨木市人権尊重のまちづくり審議会」を開催させていただく。本日の出席委員は13名、欠席委員は2名である。</p> <p>この後の議事進行については、審議会規則第5条第1項により、会長に議長を務めていただくこととなっている。今西会長よろしく願います。</p>
会長	<p>それでは本日の案件の審議に入る。本日傍聴者はないか。</p>
事務局	<p>傍聴者はない。</p>
議題（1）（仮称）第2次茨木市人権施策推進基本方針素案について	
会長	<p>議題1について、事務局から説明をお願いしたい。</p>
事務局	<p><資料2について現行方針からの主な変更点を中心に説明></p>
会長	<p>それでは審議に入る。できるだけ多くのご意見をいただきたいので、積極的また簡潔な発言をお願いしたい。審議は方針の目次に従って進める。なお、本日中に議論しつくせなかったものに対しては、12月17日までに事務局までご意見をお伝えいただきたい。</p> <p>それでは最初に、基本方針の策定趣旨「人権尊重の潮流」についてご意見はないか。</p>
委員	<p>2ページの10行目に読点を追加した方がよいのではないか。</p>
会長	<p>これについては事務局にも異論はないと考える。</p> <p>その他いかがか。国際的な潮流と我が国の法整備について述べられている部分であるが、どうだろうか。</p>
委員	<p>企業を含めた団体の社会責任ということでISO26000が採択されるなどの流れがあり、その中の項目として人権が掲げられており、その意味からも人権が重要になってきているということの記述を検討いただければと思う。</p>

発言者	内 容
事務局	ご指摘を反映できるよう検討したい。
会長	<p>続いて、基本方針の策定についてはいかがか。よろしいか。</p> <p>それでは基本理念についてはいかがか。よろしいか。またご意見があれば後からでもお願いしたい。</p> <p>続いて、リード文、前文が全面改訂されている取り組むべき主要課題について。</p>
事務局	<p>外国人に対するヘイトスピーチ問題について、どう表現するか、事務局内で見解が分かれた。語句説明をする方がよいという見方もあるが、政府等の正式な定義がない状況である。新聞等の表現を借りて、「(憎悪表現)」というカッコ書きの説明のみを付していることをご報告させていただく。</p>
会長	これについてはいかがだろうか。よろしいか。
委員	<p>ヘイトスピーチの対象について、「外国人」という表現は違和感がある。在日韓国・朝鮮人の方が主な対象になっている為、「外国人」という一般的な表現はいかがなものか。</p>
会長	今のご意見についていかがか。難しい問題であるが。
事務局	<p>同じ表現は11頁にもあり、こちらでは「主に在日韓国・朝鮮人に対する差別的な言説や排除を声高に叫ぶ」という説明がある。</p>
委員	<p>在日韓国・朝鮮人以外のヘイトスピーチがクローズアップされているだろうか。</p>
事務局	<p>ニュースや新聞等の情報の範囲では、11頁の記載のように在日韓国・朝鮮人が主であると思うが、このことをストレートに表現するのが良いかどうか、また検討して調整させていただきたい。</p>
会長	それでは続いて、課題別の記載に移りたい。
事務局	<p>課題別については、庁内の担当課との調整を経てから審議会に諮るべきではないかという考え方もあったが、まずは委員の皆様にご審議いただきたいと考え、</p>

発言者	内 容
会長	<p>今日の会議の結果をまとめたのちに、各主管課に照会をかける予定にしている。その過程で、内容が変わる可能性があることを申し添える。</p> <p>男女共同参画についてはいかがか。</p> <p>特にないか。では子ども・若者の問題についてはいかがか。</p> <p>特になければ、続いて高齢者問題について。これについても今後、高齢者福祉の担当課への照会をかけると理解している。</p> <p>障害者問題についてはいかがか。用語の説明等についても問題はないだろうか。</p>
委員	<p>障害者問題の注意書きについて、インクルーシブ教育システムについて、語句説明では「システム」という言葉が含まれていないのはどういうことか。</p>
事務局	<p>語句説明の方で「システム」の語が抜けているため、修正する。</p>
会長	<p>インクルーシブ教育システムについては、21世紀の重要な概念であるため、きちんと押さえておきたい。</p>
委員	<p>障害者問題について、「社会モデル」という考え方が紹介されているが、「社会的な事物」の前に「意識」の語句を追加したい。点字ブロックがあっても自転車が止まっていて利用できない問題のように、意識の問題が障壁になっているというのは重要な点であると考えます。</p>
会長	<p>それでは続いて、同和問題についてはいかがか。</p>
委員	<p>市民意識調査の結果について述べた「「穢れ」意識による直接的な差別とは異なり…新しい形での忌避・排除が生まれている」という部分について。子どもの教育等への不安、学力への懸念のように、明確な差別意識ではなかったとしても、そうした考え方に加えて、やはり同和地区に対するマイナスイメージがあるから、校区を避けるという意識につながっているのではないかと。今回の調査では、設問構成上、そうした関連性は明確にできない部分であるが、「同和地区に対するマイナスイメージや偏見が加わることによって」というような語句を本来は含めるべきではないかと思う。</p> <p>また、新しい形での忌避・排除について、これまでも同様の忌避や排除があったと考えるので、「新しい形」という言葉は特に必要ではないのではないかと。</p>

発言者	内 容
事務局	<p>意識調査における忌避意識の箇所、同和地区とマイナスイメージとの関連をすぐに断じることは難しいが、調査についても12月中に取りまとめられるよう進めて、今のご指摘についても調査で示せる部分があるかどうかを確認のうえ、検討させていただきたい。</p>
会長	<p>私も、子どもの学力の問題と言うだけではやや薄いと感じていたので、今のご指摘は得心のいくものであった。ほかにはいかがか。</p> <p>続いて、外国人問題についてはいかがか。</p>
委員	<p>平成元年（1989年）に外国人教育基本方針とあるが、これ以降茨木市では外国人に関する方針の策定等はないだろうか。総務省が多文化共生プログラムを、各自治体がそれぞれの状況に応じて様々な方針を示したり、自治体単位で行政情報の多言語化に取り組むような動きがあるため、確認していただきたい。また、ヘイトスピーチの問題などが中心に書かれているが、外国人労働者の問題や、生活者としての外国人との多文化共生を打ち出している自治体もあるため、確認いただいた上で、盛り込める部分は加えることが必要ではないか。</p> <p>関連してヘイトスピーチは、現在は在日コリアンが対象の中心となっているが、本来ヘイトスピーチは外国人のみのものではなく、大阪弁護士会が提起しているように、性・障害・民族等様々なものが対象となりうるものであるため、またご確認いただきたい。</p>
会長	<p>90年代の終わりごろから外国人の子どもに対する補償教育について、茨木市では熱心にやっているという報道を見た覚えがある。何もやっていなかったわけではないと思うので、確認いただきたい。ヘイトスピーチの問題についても、大阪弁護士会の提起など、ご確認いただきたい。</p>
委員	<p>「生涯学習においても、進展する国際化に伴う語学学習」という書き方が、非常に狭いように思える。現在の日本語教室などで行われていることは、生活の中での日本語だけでなく、日本における生活の課題なども学んでいく、また識字などを通じて日本人も外国の文化を学んでいくことなど、「社会を学び合う」ことが大切であると言われている。また学校などでは、子どもは日本語を覚えるが、親が日本語を使わずに、地域との軋轢、親子の軋轢が生まれる問題もある。そういったところを支援していくことが大切だと思うので、語学学習と言う書き方は狭いと思う。国際化に伴うことや、複雑化する社会に対応する基礎学習としての</p>

発言者	内 容
会長	<p>日本語学習の支援などの表現を入れるほうが、現実に近いのではないかと。</p> <p>事務局でもご検討いただきたい。続いて、個人情報について、いかがか。マイナンバー法についての語句説明はなくてよいか。特にはないか。</p> <p>では続いて、インターネットを通じた人権侵害についていかがか。</p> <p>性的マイノリティの問題についてはいかがか。</p>
委員	<p>性的マイノリティについてトランスジェンダー中心に書かれているように見えるが、これでよいか。また、「一般的な男性・女性以外の」という言葉にも違和感がある。語句説明の性的マイノリティについても「一般的」とは何かという部分について考えられればと思う。性別違和や性同一性障害は疾患名であり、トランスジェンダーと同義ではなく、当事者のなかにはそうした名称を用いない人もいるため、書き方にもやや工夫と注意が必要である。</p>
会長	<p>調査においても、「女性・男性と答えることに抵抗を感じる」人が1.9%あるため、重要な課題である。また事務局とご検討いただければと思う。</p> <p>続いて、さまざまな人権問題についていかがか。よろしいか。</p> <p>では、施策の基本方向について、人権意識の高揚を図るための施策についてはいかがか。</p>
委員	<p>反差別の取組の正当な評価の周知や人権の価値を認識できるような働きかけに加えて、人権の取組が進んでいるのだという展望を、啓発に取り入れるべきであり、そのような文言を必要があると思う。</p>
会長	<p>現実にどんどん変わっていったるものであり、そうした展望を示すことも必要であるか。</p>
委員	<p>社会的障壁について、差別的な取扱いにつながる意識や物理的・文化的・制度的というように、意識という言葉在先の部分と合わせて入れたい。</p> <p>また、教育の機会均等の確保について、基礎教育の学び直しだけでなく、子どもの貧困対策でもうたわれているように、学校教育を含めて教育がきちんと保障されるようにしたい。教育の機会均等を図るための子どもの学習支援ということも入れるべきではないか。</p>
会長	<p>また事務局でご検討いただきたい。ほかにはご意見ないか。</p>

発言者	内 容
事務局	<p>では続いて人権擁護に関する施策について、いかがか。相談機関との連携など非常に重要なポイントだと考える。</p> <p>先ほどの説明に加えておくべきことだったかもしれないが、人権救済・保護システムの充実について、新たな人権救済機関の設置について記載した部分については、前回方針の策定時期の政治的状況を踏まえてのものであった。その後の状況が十分に反映されておらず、今後それらを盛り込んだ形としたい。</p>
会長	<p>それでは続いて、「推進にあたって」についていかがか。</p>
委員	<p>いのち・愛・ゆめセンターについての記述で、「地域」という言葉が使われている。このセンターは同和地区にしか設置されておらず、他のコミュニティ施設とは異なる施設となっている。これを同じ地域という表現でよいのか、同和地区の拠点ということを示すのがいいのか、どうかと思う。</p>
事務局	<p>いまご指摘のように、当初は「解放会館」という名称で設立されており、同和対策の一環で設立されたものである。その後、特別措置法の期限切れ等があり、その経過のなかで平成11年3月に、同和問題をはじめ広く人権施策を推進する施設として、「いのち・愛・ゆめセンター」（以下、「愛センター」という。）と改称し、取組を進めてきた。この施設は、社会福祉法における隣保館であり、他の地域には作られていない。</p> <p>大阪府による実態調査等の結果をみると、当該地域では経済面で困難を抱える人の流入という問題もある。人権施設として、人権問題及び従前からの同和問題も解決していくものと位置付け、次期方針において、あらためて、新たに愛センターについて述べることとしたものである。</p>
委員	<p>地域をどう読むかについては私も悩んでいた。同和対策の特別法がなくなったときに、人権問題の解決の取組みのなかで進めていくという方向性が示され、各地の解放会館が人権センター、人権文化センターなどと改称され、同和地区だけではない交流と支援の施設、人権施設として活用していく形になっていると思う。今の愛センターは隣保事業の役割だけでなく、広く人権の取組を行う施設であると考えるので、たとえば東、西、南にあるならば、市域全体を区域分けして、広域的な役割を持たせるということもできるのではないか。その取組のなかで同和問題の解決も展望できるというものではないかと思うので、地域という言葉はどう表現するかということは難しいが、同和地区の課題だけに取り組むとい</p>

発言者	内 容
	<p>うだけではなく、広域的な施設として活用すべきではないか。今後議論を深めていくべきものだと思うが、私は広い意味で地域と言う言葉を使いながら、センターの役割を高めていくべきではないかと思う。</p> <p>例えば〇〇市などは9つのコミュニティセンターを作っており、そのなかの2つが旧解放会館となっており、センターごとに地域分担がなされている。その意味で、いのち・愛・ゆめセンターも、広く活用するような方向性を出すべきではないか。</p>
会長	<p>広い意味での地域の交流・学習の場ということだが、今の意見について、いかがか。</p>
委員	<p>いのち・愛・ゆめセンターの活用は人権擁護の施策として示されているが、地域住民や市民の学習・参加・交流・協働を促進し、人権文化の発信拠点とするという内容は、20ページの「推進にあたって」の部分に移すべきではないか。今は相談しか述べていないので、学習・交流の役割をこちらに含める方がよいのではないか。</p>
会長	<p>事務局でご検討をお願いしたい。ほかにないか。</p> <p>では最後に「推進にあたって」についていかがか。</p>
事務局	<p>一か所字句の修正があったためお願いしたい。</p>
会長	<p>内容については何かないか。</p> <p>これで、素案の最後の部分まで議論してきたが、全体を通して、何かあればお願いしたい。</p>
委員	<p>高齢者問題について、認知症の問題や介護の問題等が示されているが、そうした問題の存在だけでなく、それらに対応する取組にも触れて、例えば人権を確保するための手段について、成年後見人制度など、言及してはどうか。</p>
会長	<p>事務局ではいかがか。</p>
事務局	<p>検討する。</p>
委員	<p>リーダーやボランティアなどの人材養成について、茨木市人権センター自身は</p>

発言者	内 容
	啓発と人材養成、人権情報の発信など多様な取り組みを行っていると思う。行政と協力して進める重要な機関であると思うので、人権センターの役割について、幅広く書けるとよいと思う。
委員	その次の項目でも人権センターとの連携と協力が出てくるため、その2つの項目をまとめて記述すればよいのでは。
委員	いのち・愛・ゆめセンターの「地域」という表現についてだが、私の感覚では特別法がなくなった時のセンターの意味は、同和地区が中学校区くらいに広がったということではないかと思う。同和対策が終わりとなった時に、もう少し周辺と一緒にやりましょうという雰囲気が進められた。市民もそれくらいのイメージまたは、同和地区の地域のことと考えるのではないか。今後、センターの地域がどういうものであるべきなのか、もう少しわかるように書くべきではないかと思う。
事務局	今後検討させていただきたい。
会長	審議会の場合というものは言わば共同学習の場であると思う。疑問などあれば遠慮なく出していただきたい。
事務局	資料1の修正溶け込み版の目次について、人権尊重のまちづくり条例を資料に含めているが、これ以外の資料について必要があれば17日までにご意見をいただきたい。
委員	茨木市が人権関係で出している施策・指針等の一覧のようなものはあるだろうか。人権にかかわる取り組み、行動計画と担当課の一覧などがあるとよいと思う。
事務局	全庁的なものとなると、すぐには難しいかもしれない。検討させていただきたい。
会長	各種条例・推進体制・施策など見える形になっているとよいと思う。
事務局	来年度は方針に基づいて計画を策定することになっており、そのなかで取り組みればとも考えている。

発言者	内 容
会長	他にはよろしいか。それでは、続いて今後のスケジュールについて事務局よりお願いしたい。
事務局	<p>本日は長時間のご審議をありがとうございました。今日の資料についてお持ち帰りいただき、ご所属の団体等でもご意見いただければ幸いである。17日までにいただいた意見を基に、会長・副会長と調整・修正させていただき、委員の皆様にお送りしたい。年明け早々にはお送りできるようにしたい。その素案をもって、1月23日から2月16日にかけてパブリックコメントを実施したいと考えている。その終了後、事務局と会長・副会長との検討で、方針素案を決定する予定であるが、パブリックコメントの内容によっては、審議会をもう一度開催しなければならない場合も考えられるため、その場合はお願いしたい。大きな修正等がない場合は、委員の皆様から最終的なご意見をいただく期間を改めてとり、その結果を答申として、第5回の審議会で市長に手交いただくことを考えている。また、その答申について3月末までに方針として確定させることになる。</p>
会長	今の説明について質問などないか。
議題（2）その他	
会長	では続いて議題2のその他について事務局からないか。
事務局	<p>意識調査報告書の作成スケジュールがやや遅れている。また前回の審議会ですべていただいた追加の分析等について、現在作業を進めているが、今月末をめどに決定し、改めてお送りするとともに、市のホームページで公開する予定である。</p> <p>次回の日程については改めて通知させていただくが、先ほど申しあげたスケジュール通りであれば、3月中旬で考えている。市長出席のもと、答申とさせていただきます。</p>
会長	<p>今日人権週間が終わったところで、学生にも人権について考えるよう働きかけてきたつもりであるが、人権とは意識的に考えていかなければ薄れていくものであると思う。私の専門の教育の立場から言えば、常に人権は高める努力をしなければ薄くなってしまふ。今の若者は我々の働きかけをきちんと受け止めてくれる感性の豊かさを持っており、人権意識を考えていく人をきちんと育てていきたいと思っている。</p>

発言者	内 容
	<p data-bbox="384 342 1193 376">本日は円滑な議事進行にご協力いただき厚くお礼申し上げます。</p> <p data-bbox="357 439 477 472">閉会</p>